

名古屋市 第5次一般廃棄物処理基本計画

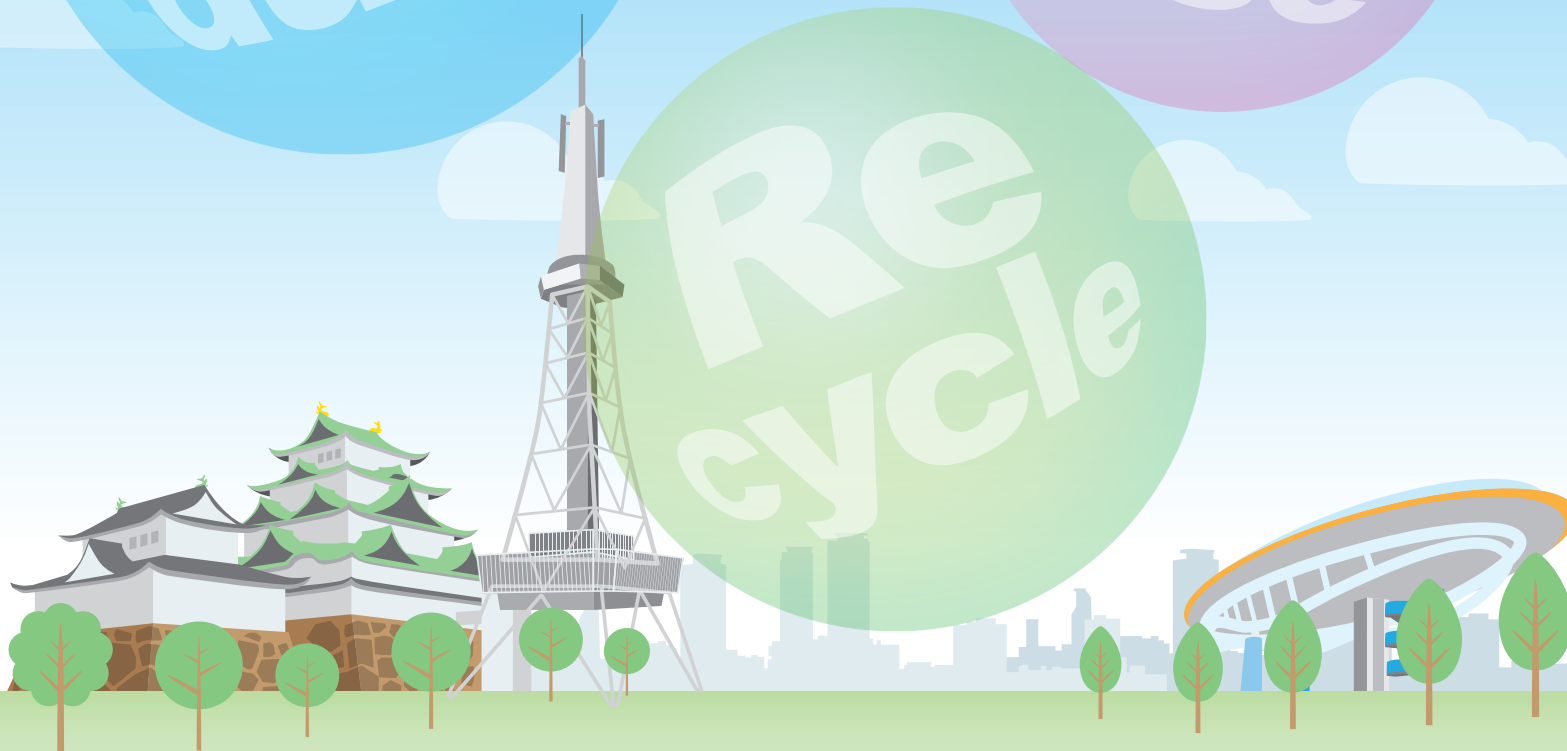
計画期間 / 平成 28 年度 ~ 平成 40 年度

概要版

Re
duce

Re
use

Re
cycle



平成 28 年 3 月
名古屋市



シャチのジュンちゃん

はじめに

藤前干潟の埋立計画を断念し、「ごみ非常事態宣言」を発表してから17年以上が経過しました。

この間、徹底した分別・リサイクルの取り組みにより、ごみ処理量を4割、埋立量を8割削減するとともに、「ごみも資源も、元から減らす」発生抑制の取り組みにより、ごみと資源を合わせた総排出量も2割削減することができました。

これもひとえに、市民・事業者の皆様のご協力と地域役員の皆様の献身的なご尽力の賜物です。あらためて、この間の皆様のお力添えに心からお礼を申し上げます。

一方で、広報不足や分別区分変更等により、プラスチック製容器包装、紙製容器包装の資源分別率が低下しており、ごみ処理量は近年、62万トン前後で推移し、横ばいの状況です。

新たに策定した「第5次一般廃棄物処理基本計画」では、「市民・事業者・行政が共に学び、共に行動し、持続可能な循環型都市をめざします。」を基本理念とし、ごみ処理量をピーク時から半減させる目標を掲げました。

ごみ非常事態宣言以降の大幅なごみ減量を支えた名古屋の財産である協働をベースに、市民の皆様、事業者の皆様とともに本計画を着実に進め、「なごやの環境」を持続可能な状態で次世代に引き継いでいきたいと思っております。皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

平成28年3月

名古屋市

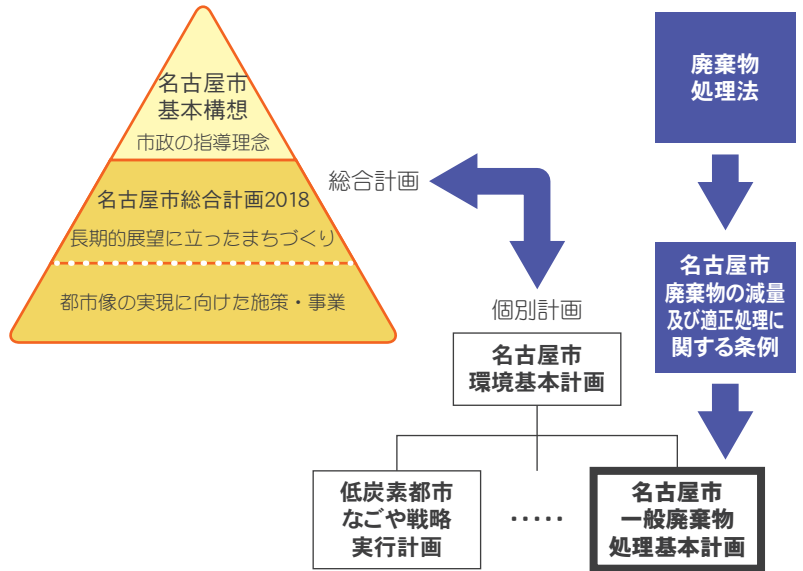


目 次

1	第5次一般廃棄物処理基本計画について	3
	■計画の位置づけ	3
	■計画期間	3
＜ごみ処理基本計画＞		
2	ごみ処理の現状	4
	■ごみ処理量等の推移	4
	■ごみと資源の分別状況	5
3	第4次一般廃棄物処理基本計画の総括	6
	■進捗状況	6
	■総括	7
4	計画の基本理念と目標	9
	■基本理念	9
	■基本方針	10
	■目標値	11
	■品目別の主な取り組み内容	13
5	循環型都市の実現に向けた施策	15
	■基本方針1 協働	15
	■基本方針2 2Rの推進	17
	■基本方針3 分別・リサイクルの推進	19
	■基本方針4 環境に配慮した施設整備	21
	■指標	25
＜し尿等処理基本計画＞		
6	し尿等処理基本計画の概要	26

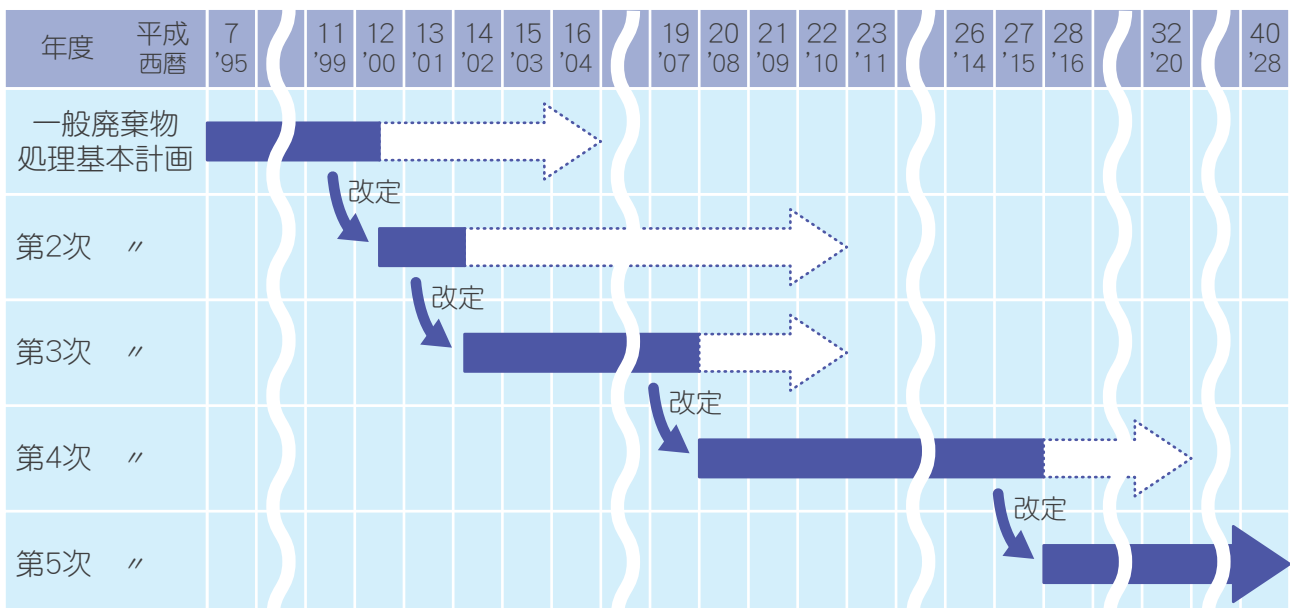
■ 計画の位置づけ

- 一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」第6条第1項に基づき、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理について定める長期計画です。
- 「名古屋市一般廃棄物処理基本計画」は「ごみ処理基本計画」と「し尿等処理基本計画」から構成されています。
- 「名古屋市総合計画2018」及び「名古屋市環境基本計画」を上位計画とし、これら計画との整合性を図りながら総合的、一体的推進をめざします。
- 非常災害により生じた廃棄物の処理については、一般廃棄物処理基本計画とは別に定めるものとしてします。



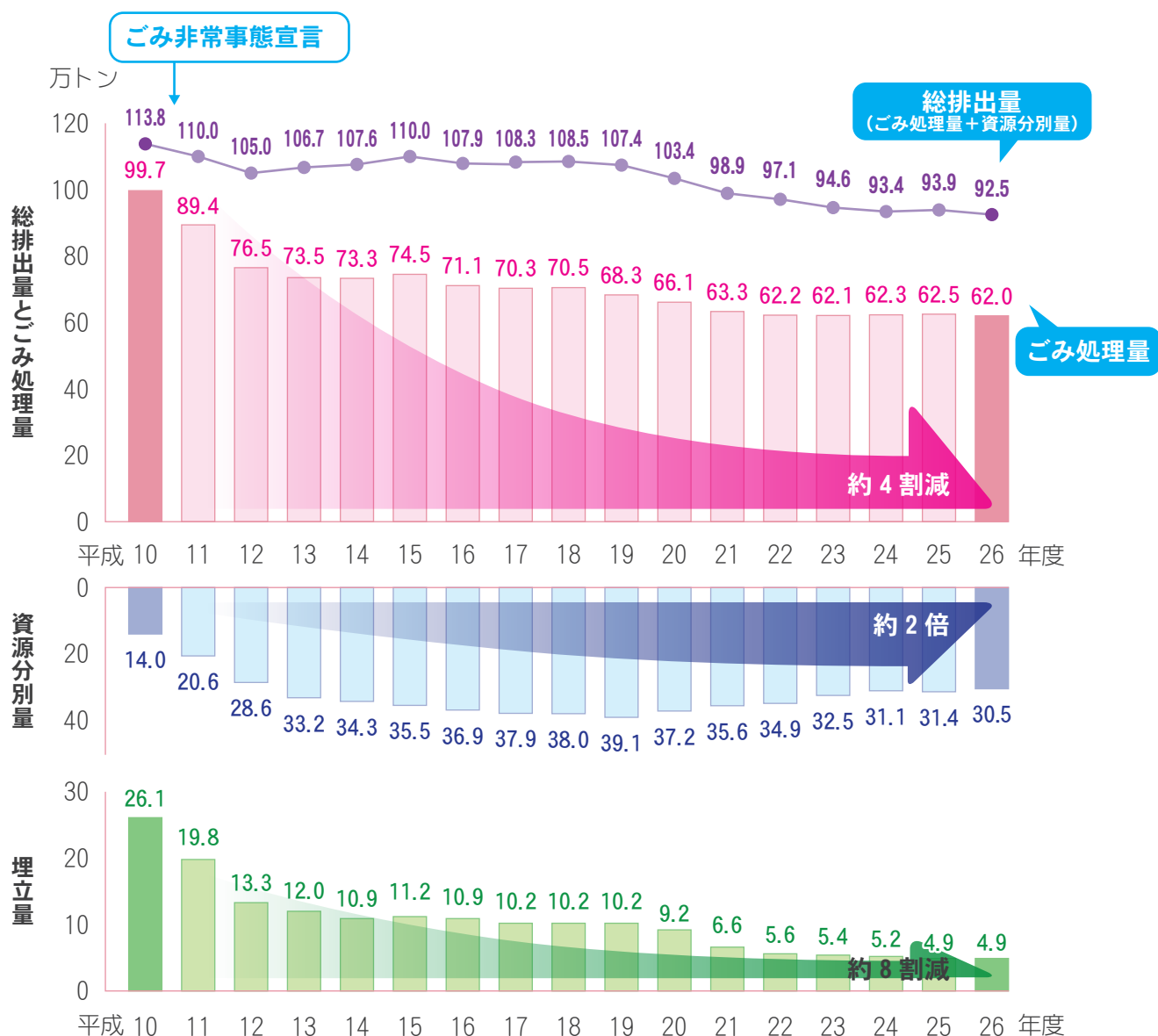
■ 計画期間

- 第5次一般廃棄物処理基本計画（以下、「5次計画」という。）の計画期間は、平成28年度（2016）から平成40年度（2028）までとします。
- 社会経済の状況やごみ量・質の変化、ごみ処理・資源化の技術革新等に適切に対応するため、計画は概ね5年で見直します。



■ ごみ処理量等の推移

- 平成 11 年 2 月の「ごみ非常事態宣言」以降の徹底した分別・リサイクルの取り組みにより、「ごみ非常事態宣言」当時（平成 10 年度）と比べて平成 26 年度のごみ処理量は約 4 割減の 62 万トン、埋立量は約 8 割減の約 5 万トンとなっています。
- しかしながら、「ごみ非常事態宣言」以降、概ね減少傾向であったごみ処理量は、平成 22 年度以降はほぼ横ばいで推移しており、資源分別量も平成 20 年度以降減少傾向が続いています。



- ※ ごみ処理量、埋立量は、事業系ごみを含み、東海豪雨等による災害ごみ、他市町からの受入分を含まない。
- ※ 資源分別量 = 市が収集し、再商品化事業者へ引き渡した量 + 家庭系・事業系の自主回収量
事業系の自主資源回収量は事業用大規模建築物（延べ面積 3,000 m²以上）の減量計画書の集計をもとに推計
- ※ 総排出量 = ごみ処理量 + 資源分別量
- ※ 四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

■ ごみと資源の分別状況（平成 26 年度）

〈家庭から排出されるごみ〉

- プラスチック製容器包装の約 5 割、紙製容器包装の約 7 割がごみとして排出されています。
- 資源としてリユース・リサイクルされる繊維製品（古着・古布）は、約 1 割程度にとどまっています。

〈事業所から排出されるごみ〉

- 排出量の約 8 割を占める紙類と生ごみの資源化が進んでいません。

〈家庭系〉（単位：万トン）

平成 26 年度	ごみ	資源
合計	41.5	15.4
内訳		
古紙 (新聞・雑誌・ 段ボール・雑がみ)	5.4	9.4
繊維製品(古着・古布)	2.6	0.2
びん・缶・ペットボトル	0.2	2.6
プラスチック製容器包装	2.7	2.3
紙製容器包装	1.7	0.8
プラスチック製品	1.6	
草木類	3.9	
生ごみ	13.8	
その他 (資源化困難な紙等)	9.8	

〈事業系〉（単位：万トン）

平成 26 年度	ごみ	資源
合計	20.4	15.1
内訳		
紙類 (新聞・雑誌・ 段ボール・雑がみ等)	11.9	10.5
びん・缶・ペットボトル		1.0
プラスチック類	2.5	0.4
生ごみ	4.6	2.4
その他	1.5	0.8

- ※ ごみの内訳は、焼却工場のピット内組成と「家庭系ごみ細組成調査」により推計
- ※ 資源の内訳は、事業用大規模建築物（延べ面積 3,000 m²以上）の減量計画書の集計をもとに推計
- ※ 紙類には、資源化困難な紙を含む。
- ※ 四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

- ※ ごみの内訳は、「家庭系ごみ細組成調査」により推計
- ※ 資源の内訳は、市収集分と家庭系自主回収量の合計
- ※ 紙製容器包装には紙バックを含む。
- ※ 四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

■ 進捗状況

第4次一般廃棄物処理基本計画（以下、「4次計画」という。）の進捗状況は次のとおりです。

（単位：万トン）

平成 西暦 年度 (20')	第4次一般廃棄物処理基本計画			現 状	
	策 定 時	計 画 値	挑 戦 目 標	26 ('14)	計 画 値 と の 差
	18 ('06)	26 ('14)	32 ('20)		
総 排 出 量	108	106	104	93	▲13
家庭系	67	66	65	57	▲9
事業系	41	40	39	36	▲5
資 源 分 別 量	38	45	50	31	▲14
家庭系	21	24	26	15	▲8
事業系	17	21	24	15	▲6
ごみ処理量	70	62	54	62	+0
家庭系	46	43	39	42	▲1
事業系	24	19	15	20	+1
焼却・溶融量	68	61	54	61	+0
埋 立 量	10	4	2	5	+1
焼却灰等	8	4	2	5	+1
不燃物	2	0	0	0	+0
CO₂排出量	28	20	13～16	21	+1

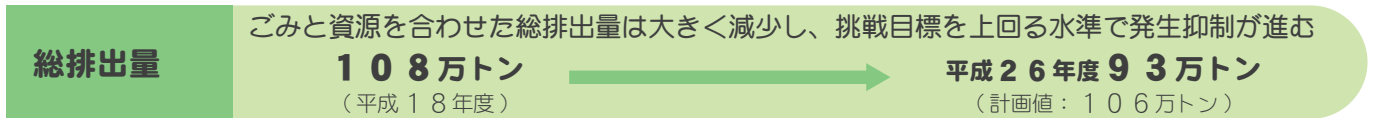
※ 他市町からの受入れ分は除く。四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

※ 平成26年度の計画値は、法整備を前提とする削減分を除く。

※ CO₂排出量の挑戦目標は、施設の整備内容等によって変動する。

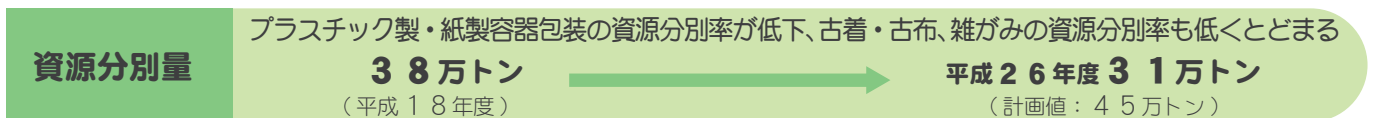
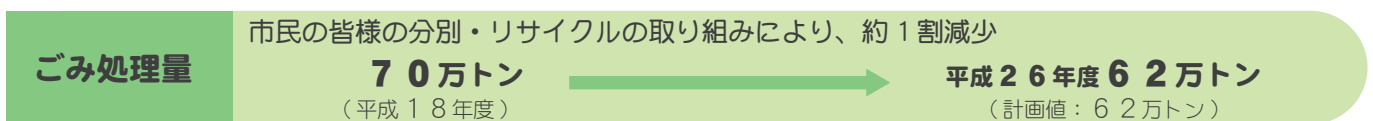
■ 総括

〈発生抑制（ごみも資源も、元から減らす）〉



- 4次計画では、「ごみも資源も、元から減らす」発生抑制を基本方針に掲げ、取り組みを進めてきました。
- 発生抑制の第一歩として、消費者・事業者との協働により、レジ袋有料化を全市で展開し、有料化実施店舗でのレジ袋辞退率は約9割を維持するなど、市民の行動も大きく変化しました。
- 製造メーカーによる容器包装の軽量化やインターネット、タブレット端末等の普及による新聞の発行部数、雑誌の販売部数の減少等により、ごみと資源を合わせた総排出量は大きく減少し、挑戦目標を上回る水準で発生抑制が進んでいます。
- この間、レジ袋有料化を中止・中断する店舗もあり、また、レジ袋に続く他の容器包装削減の取り組みも、大きな広がりとなっておらず、今後、より効果的な2R(リデュース・リユース)の推進策を検討していくことが必要となっています。

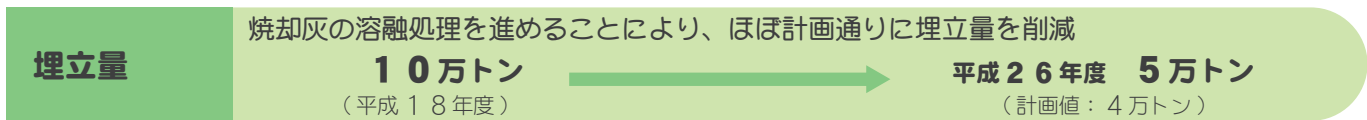
〈分別徹底（ごみも資源も、分けて生かす）〉



- ごみ処理量は、市民の皆様の分別・リサイクルの取り組みにより、4次計画策定時(平成18年度)から約1割減少しています。
- 法整備を前提とする削減分*を除けば、平成26年度の時点では、概ね計画通りに進んでいるものの、家庭から排出されるごみ、事業所から排出されるごみはいずれも、平成22年度以降横ばいの状況が続いています。
- 家庭から排出されるごみについては、平成23年4月のプラスチック製品の分別区分変更以降、プラスチック製・紙製容器包装の資源分別率が約15%低下しており、古着・古布、雑がみの資源分別率も約1割程度にとどまっていることが主な要因であると考えています。
地域役員の皆様には引き続き、地域において分別指導にご尽力いただいているところですが、分別の必要性や具体的な排出方法など、本市からの情報が十分市民の皆様には届いていないと考えています。
- 事業所から排出されるごみについては、排出量の約8割を占める紙類と生ごみの資源化が進んでいないことが横ばいの要因であると考えています。
- 今後、資源分別率が低下している品目や分別が進んでいない品目を重点品目として位置づけ、居住形態や排出者に応じた効果的な広報・啓発を行っていくことが必要となっています。

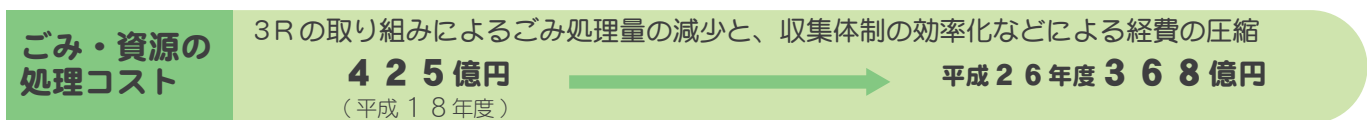
*4次計画に掲げる平成32年度の挑戦目標には、本市の努力だけでは達成できない法整備(容器包装以外のプラスチック製品の資源化、事業所から排出される容器包装の資源化など)を前提とする削減量4万トンを含んでいます。
本市が要望している法整備は、5次計画策定時点においては実現していません。

<循環処理（ごみも資源も、素材に応じて生かす）>

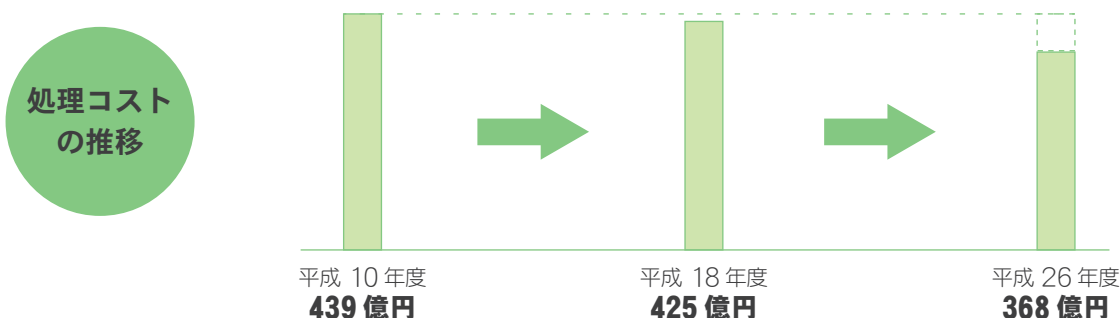


- 平成21年に完成した鳴海工場において、従来埋立処分していた破碎不燃物や他の焼却工場で発生する焼却灰の一部について、可燃ごみとともに溶融処理を進めることにより、溶融スラグや溶融メタルを生成し、それらを有効利用することで、埋立量削減に取り組んできました。
この取り組みにより平成26年度は約5万トンと4次計画策定時（平成18年度）に比べ半減し、ほぼ計画通りに埋立量削減が進んでいます。
- 今後さらにごみ処理量を削減することで、平成32年に、現在ごみ処理能力の5割を担っている南陽工場（他の3工場分に相当）を設備更新のため休止し、代替施設として北名古屋工場（仮称）、富田工場の2工場を稼働させる予定です。
北名古屋工場（仮称）では、焼却灰等を全量資源化するとともに、高効率発電設備を導入し、焼却による熱エネルギーを発電に最大限活用することとしました。また、富田工場については、溶融設備は設置できないことから、引き続き焼却灰の資源化について検討を進めるとともに、現状以上の能力の発電設備を導入することとしました。
- 安定的・効率的な焼却処理を進めていくため、南陽工場の設備更新の具体的な検討、平成40年度までの整備計画や大江破碎工場の整備計画について検討を進めていくことが必要となっています。
- 埋立処分場については、市内に第二処分場を確保するとともに、広域処分場である衣浦港3号地廃棄物最終処分場への搬入を開始したことから、愛岐処分場を含めた複数の処分場による安定的な最終処分体制を確立することができました。
- 今後は愛岐処分場の長寿命化を図るとともに、第二処分場に続く新規処分場についての検討が必要となっています。

<ごみ・資源の処理コストの縮減>

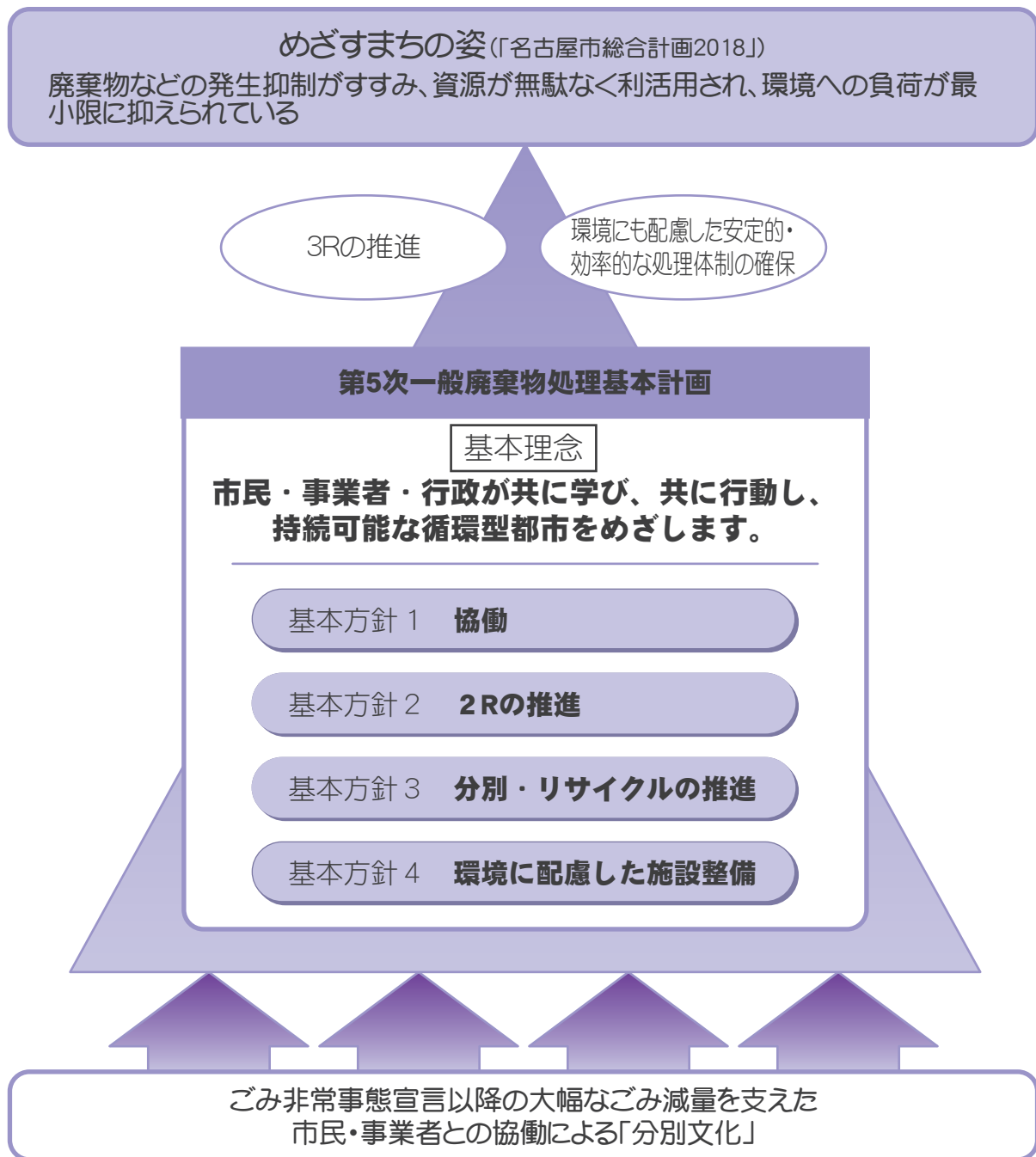


- ごみ処理・資源収集等に伴うコストは、市民の皆様のごみ処理量の減少と、収集体制の効率化などの経費の圧縮に努めたことにより、平成26年度は4次計画策定時（平成18年度）に比べ約13%減少しています。
- しかし、現行の容器包装リサイクル法は、もっとも手間とコストのかかる容器包装の収集・選別が自治体負担であり、事業者に対する容器包装の発生抑制効果が不十分であることから、すべてのリサイクルコストを事業者負担とするなど、拡大生産者責任の徹底が必要です。



■ 基本理念

- 平成 11 年 2 月の「ごみ非常事態宣言」以降の大幅なごみ減量を達成する原動力となった市民・事業者の皆様との協働をベースに、市民・事業者・行政が共に学び、共に行動することで 3R の取り組みを推進します。
- 環境にも配慮しながら安定的かつ効率的な施設整備に努め、持続可能な循環型都市「廃棄物などの発生抑制がすすみ、資源が無駄なく利活用され、環境への負荷が最小限に抑えられているまち」をめざします。



■ 基本方針

1

協働

～3Rの取り組みを支える持続可能な仕組みづくり～

「なごやの環境」を持続可能な状態で次世代に引き継いでいくため、名古屋の財産である市民・事業者との協働をベースに、ごみ減量の取り組みを進めます。

<施策の方向性>

環境学習の推進

協働を促進するための情報共有

2

2Rの推進

～「もったいない」の心でごみも資源も元から減らす～

「もったいない」という意識の啓発に努め、消費者の選択という行動を通して2R(「発生抑制(リデュース)」「再使用(リユース)」)の取り組みを進め、天然資源の使用削減をめざします。

<施策の方向性>

名古屋ルール運動
の展開

消費者・事業者の
自主的な行動の促進

リユースの
取り組み支援

2R推進のための
社会経済システム
の構築

3

分別・リサイクルの推進

～ごみも資源も分けて生かす～

「ごみ非常事態宣言」以降の大幅なごみ減量を支えた「名古屋の分別文化」を今後も継承し、さらなるごみ減量に挑戦します。

<施策の方向性>

市民の分別徹底

事業者の分別徹底

限りある資源の
有効活用と法令
改正等への対応

リサイクル推進
のための社会経済
システムの構築

4

環境に配慮した施設整備

～将来にわたり持続可能な処理・処分体制を確保する～

環境負荷を低減するため、焼却灰の資源化や発電効率の向上に取り組みつつ、老朽化が進む工場について大規模改修や設備更新等により安定的な処理体制を確保し、計画的な施設整備を行います。

また、愛岐処分場を計画的に長寿命化することや、新規処分場についての検討を行うこと等により、長期的かつ安定的な埋立処分場の確保を図ります。

<施策の方向性>

環境負荷の低減

計画的な施設整備

長期的かつ安定的な
埋立処分場の確保

■ 目標値

「名古屋市総合計画 2018」を踏まえ、5次計画の目標値を設定しました。

(単位：万トン)

平成 年度 西暦 (20')	現 状	「名古屋市総合計画2018」 目 標 値	目 標 値	
	26 ('14)	30 ('18)	40 ('28)	
潜在排出量	—	9 4	9 5	将来推計 人口減少 世帯数増加
家庭系	—	58	59	
事業系	—	36	36	
総排出量	9 3	9 3	9 1	2Rの推進 容器包装・古紙・ 生ごみ
家庭系	57	57	56	
事業系	36	36	35	
資源分別量	3 1	3 4	3 9	分別・リサイクルの推進 家庭系容器包装・ 古着・古布・雑がみ・ 事業系古紙・生ごみ等
家庭系	15	17	20	
事業系	15	17	19	
ごみ処理量	6 2	5 9	5 2 ^{※2}	10万トン削減 ピーク時100万トン の1/2
<市外分を含む場合>	<67>	<64>	<57>	
家庭系	42	41	37	
事業系	20	18	15	
焼却・溶融量 ^{※1}	6 1	5 9	5 2 ^{※2}	7割削減 ピーク時32万トン の1/20
<市外分を含む場合>	<66>	<64>	<57>	
埋立量	4.9	4.1	1.5 ^{※2}	
<市外分を含む場合>	<5.2>	<4.4>	<1.8>	
焼却灰等	4.6	3.8	1.2	
不燃物	0.4	0.3	0.3	
CO₂排出量	2 1	2 0	1 2 ^{※2}	
資源分別率	3 3 %	3 6 %	4 3 %	
家庭系	27%	29%	35%	
事業系	43%	48%	56%	

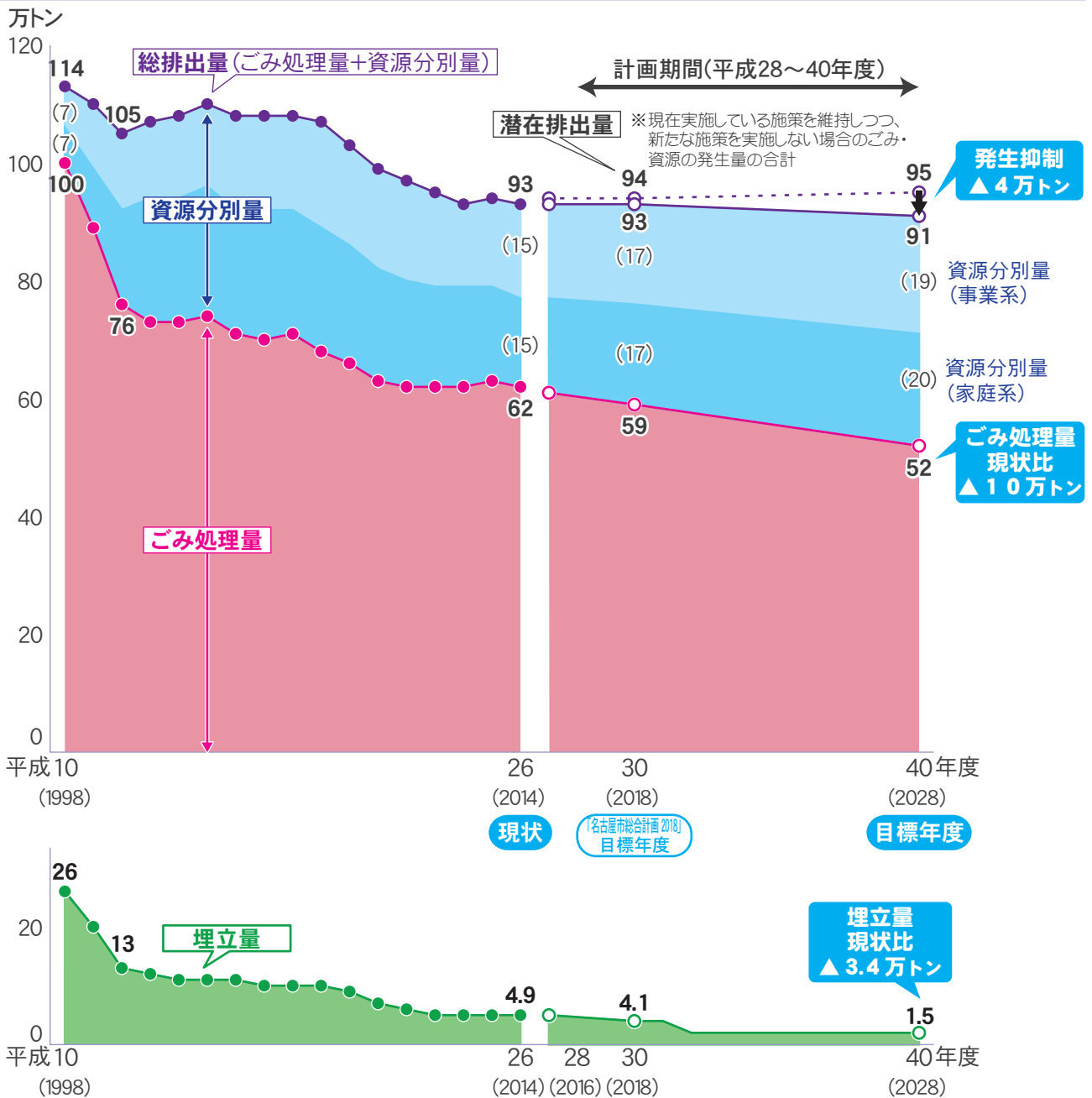
※ 四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

※1 焼却・溶融量は、ごみ処理量からごみ処理過程資源化量（金属等）と不燃物埋立量を除いたものである。

※2 法整備により拡大生産者責任の徹底がなされない場合、ごみ処理量は56万トン、焼却・溶融量は56万トン、埋立量は2.0万トン、CO₂排出量は17万トンとなる。

総排出量	容器包装、古紙、生ごみの発生抑制を図り、 95万トン （平成40年度潜在排出量） → 平成40年度 91万トン
資源分別量	家庭系では容器包装、古着・古布、雑がみ、事業系では古紙、生ごみの資源化を進め、 31万トン （平成26年度） → 平成40年度 39万トン
ごみ処理量	発生抑制、分別徹底により、 62万トン （平成26年度） → 平成40年度 52万トン
埋立量	ごみ処理量の削減や焼却灰等の資源化により、 4.9万トン （平成26年度） → 平成40年度 1.5万トン

ごみ処理量等の推移と目標値



■ 品目別の主な取り組み内容

区分	家庭系	事業系
容器包装	<p>2Rの推進 → 10%削減</p> <p>☆名古屋ルール運動の展開 ・レジ袋有料化の推進 ・簡易包装商品の購入を促進する仕組みづくり</p> <p>☆消費者・事業者の自主的な行動の促進</p> <p>★2R推進のための社会経済システムの構築 ・法整備による拡大生産者責任の徹底</p> <p>分別・リサイクルの推進</p> <p>☆市民の分別徹底 ・対象者を絞った集中的な広報・啓発 ・分別指導体制の強化</p> <p>→ 〈資源分別率〉 プラスチック製容器包装 47%→70% 紙製容器包装 34%→70% びん・缶・ペットボトル 90%超を維持</p> <p>★リサイクル推進のための社会経済システムの構築 ・法整備による拡大生産者責任の徹底 (素材別リサイクルの追求)</p>	<p>2Rの推進 → 10%削減</p> <p>☆事業者の自主的な行動の促進</p> <p>★2R推進のための社会経済システムの構築 ・法整備による拡大生産者責任の徹底</p> <p>分別・リサイクルの推進</p> <p>☆事業者の分別徹底 ・事業系廃棄物の減量を促進する立ち入り調査の実施 ・事業系ごみ排出実態の把握による啓発・指導 ・分別・リサイクルに係る中小事業者への重点的な啓発</p> <p>→ 〈資源分別率〉 びん・缶・ペットボトル 90%超を維持</p> <p>★リサイクル推進のための社会経済システムの構築 ・法整備による拡大生産者責任の徹底 (事業所から排出される容器包装の資源化ルートの確立)</p>
	古紙	<p>2Rの推進 → 10%削減</p> <p>☆消費者の自主的な行動の促進</p> <p>分別・リサイクルの推進</p> <p>☆市民の分別徹底 ・対象者を絞った集中的な広報・啓発</p> <p>→ 〈資源分別率〉 雑がみ 11%→40% 新聞・雑誌・段ボール 85%を維持</p>

区分	家庭系	事業系
生 ご み	<p>2Rの推進 → 5%削減</p> <p>☆消費者の自主的な行動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ発生抑制のための「3ない運動」、「ギュッと水切り・ひとしぼり運動」の推進 ・生ごみ堆肥化の促進 	<p>2Rの推進 → 5%削減</p> <p>☆事業者の自主的な行動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲食店等と連携した食品ロス削減のための仕組みづくり <p>分別・リサイクルの推進</p> <p>☆事業者の分別徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業系廃棄物の減量を促進する立ち入り調査の実施 ・事業系ごみ排出実態の把握による啓発・指導 ・分別・リサイクルに係る中小事業者への重点的な啓発 <p>→ <資源分別率> 生ごみ 34%→50%</p>
	<p>分別・リサイクルの推進</p> <p>古着・古布</p> <p>☆市民の分別徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・古着・古布の資源化の促進 <p>→ <資源分別率> 古着・古布 9%→40%</p> <p>小型家電・食用油</p> <p>☆限りある資源の有効活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小型家電リサイクルの推進 ・食用油リサイクルの推進 <p>プラスチック類</p> <p>★リサイクル推進のための社会経済システムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法整備による拡大生産者責任の徹底 (非容器包装プラスチックの資源化ルートの確立) <p>その他</p> <p>☆限りある資源の有効活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源化困難とされている品目の資源化に向けた検討 	<p>分別・リサイクルの推進</p> <p>その他</p> <p>☆限りある資源の有効活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源化困難とされている品目の資源化に向けた検討
そ の 他		

☆市民・事業者との協働による取り組み

★拡大生産者責任の徹底(設計段階からの発生抑制促進などの法整備)

■ 基本方針 1 協働 ～3Rの取り組みを支える持続可能な仕組みづくり～

施策の方向性

環境学習の推進

- 循環型社会の重要性や必要性について知って理解して、具体的な行動に移すため、市民・事業者・行政が知識・ノウハウ・問題意識を持ち寄り、学び合いながら3Rの取り組みに主体的に参画する人づくり・人の輪づくりを推進します。
- 次世代を担う子どもたちに3Rの取り組みの大切さを伝えることにより、家庭における継続的な取り組みにつなげていきます。
- 職員の育成を進め、地域での3Rの取り組みを展開していきます。

協働を促進するための情報共有

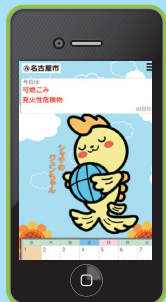
- 市民・事業者が3Rに取り組む意義を理解し、取り組んだ成果を実感でき、さらなる取り組みの推進につなげることができるよう、「3R行動効果の見える化」を推進します。
- 「3R行動効果」を市民・事業者に的確に情報提供できるよう、対象者に合わせたきめ細かい啓発方法、多様な広報媒体の活用を進めます。

資源・ごみの分別方法や収集日に悩んだことはありませんか？

資源・ごみ分別アプリ



さんあ～る



Available on the
App Store



ANDROID アプリ
Google play

- 資源・ごみ分別アプリ「さんあ～る」は、分別方法を手軽に検索したり、資源やごみの収集日をお知らせする機能がついたアプリです。
- 英語・中国語・ハングル・ポルトガル語・スペイン語に対応しています。

- 各ストアより「さんあ～る」で検索しダウンロードしてください。
- 左記の2次元コードからも簡単アクセス！

※ アプリ利用料は無料
(通信料についてはご負担ください)

お問合せ 名古屋市環境局作業課 TEL052-972-2385 FAX052-972-4133

主な施策

◎ 「なごや環境学習プラン」の推進

「なごや環境学習プラン」に基づき、すべての世代、様々な主体による学びと取り組みの場や機会の提供等の支援を行います。あわせて、新たに環境問題に関心を持つきっかけづくりの充実を図ります。

□ 「なごや環境大学」を活用した人づくり・人の輪づくりの推進

□ 環境学習拠点（エコパルなごや）の充実

□ 環境デーなごや等を活用した3Rの取り組みの呼びかけ

□ 「なごやエコキッズ」「なごやエコスクール」の取り組みの支援

◎ ごみ減量マインドを持った職員の育成

ごみ減量や循環型社会の形成を自らの問題として主体的に取り組み、「ごみ非常事態宣言」から現在までの本市のごみ減量の取り組みや分別・リサイクルの意義について、市民に分かりやすく伝えることができる職員を育成し、地域等において効果的な広報・啓発を行っていきます。

□ 3Rの取り組みの意義・成果を分かりやすく発信

□ 事業系廃棄物減量計画書に基づくデータ整備・公表

◎ IT媒体による情報の充実

3Rに関する必要な情報を適切なタイミングで提供できるよう、市公式ウェブサイトやスマートフォン・タブレットなどの情報端末向けアプリによる情報発信を充実します。

◎ スーパーマーケット・コンビニエンスストア等と連携した情報の発信

市民が日常的に利用するスーパーマーケットや、コンビニエンスストア等、生活に身近な店舗の協力を得て、店頭等における広報・啓発の実施を検討します。

□ 集団資源回収団体への研修機会の充実

◎・・・新規・拡充 □・・・継続

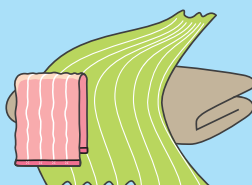
古着・古布も資源です！ ～集団資源回収やリサイクルステーションへ～

なんでも
OK!

シミ、破れているものもOK、冬物衣料も出せます
ボタンが取れていてもそのまま出せます



衣料品全般

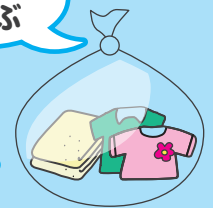


タオル・カーテン
毛布など

古布類

ギュッ!
と結ぶ

自宅に保管
してある状態で
お出してください。



市の家庭用資源袋
などの透明か半透
明の袋に入れる

中古衣料品としてリユースされるほか、自動車などの内装材や工業用ぞうきんに加工されます。

■ 基本方針 2 2Rの推進 ～「もったいない」の心でごみも資源も元から減らす～

施策の方向性

名古屋ルール運動の展開

- 名古屋ルール運動※により、古紙リサイクルからレジ袋有料化へと発展してきた取り組みを、レジ袋以外の容器包装にも広げ、2Rの取り組みの充実を図ります。

※消費者と流通事業者などが、協議して共通のルールを定め、協働により3Rの推進をめざす仕組み。

消費者・事業者の自主的な行動の促進

- 「もったいない＝必要なものを必要なだけつくる、買う」という意識の啓発に努め、リデュースの取り組みを促進します。
- 環境面だけでなく、経済的・社会的な側面からの広報・啓発を推進します。
- 消費者自身が買い物を通して社会を変えていくことの重要性を啓発していきます。
- 家庭から出る生ごみの減量に向けた自主的な取り組みにつながる広報・啓発を実施します。
- 事業系ごみの削減がコスト削減につながることを啓発することにより、重点的に紙類と生ごみの発生抑制を推進します。

リユースの取り組み支援

- インターネットにおけるリユースサイト、リサイクルショップなど、民間ベースでリユースを推進するためのインフラは整備されつつあることから、「もったいない＝物を大切にする」という意識の啓発に努め、リユースの取り組みを促進します。
- 市民の自主的なリユースの取り組みを支援し、さらなるリユースを推進していきます。

2R推進のための社会経済システムの構築

- 名古屋独自の取り組みだけでは、循環型社会の実現はできません。市民のライフスタイルやビジネススタイルを変えるとともに、本市の取り組みだけでなく、国全体の社会経済システムを循環型社会に向けたシステムに変えるための法整備を、国に働きかけていきます。

主な施策

レジ袋有料化の推進

簡易包装商品の購入を促進する仕組みづくり

簡易包装の商品に識別ラベル(マーク)を付し、消費者が簡易包装の商品を選択して購入することにより、製造メーカーに容器包装の少ない商品等の開発を促す仕組みづくりの検討を進めます。

マイボトル・マイカップ運動の推進

リユースびん循環の仕組みづくり

市民・事業者との協働により、飲食店を中心としたリユースびん循環の仕組みづくりの検討を進めます。

動画等を活用した広報・啓発の展開

動画等を活用しながら、2Rの取り組みを「おしゃれ」「お得」といった側面からPRすることにより、市民の自主的な行動を促進します。

三県一市グリーン購入キャンペーンの実施

生ごみ発生抑制のための「3ない運動」、「ギュッと水切り・ひとしぼり運動」の推進

生ごみ堆肥化の促進

飲食店等と連携した食品ロス削減のための仕組みづくり

生ごみの発生抑制について自ら取り組む、又は来店者への啓発に協力する飲食店や小売店などを登録し、広報・周知するなど、事業者と連携した食品ロス削減に向けた仕組みづくりを進めます。

事業系廃棄物の減量を促進する立ち入り調査の実施

エコ事業所認定制度による2Rの推進

2Rに係る中小事業者への重点的な啓発

中小事業者において、ごみの減量・資源化で成功している事例を参考にしながら、同業種の事業者への啓発に生かしていくことにより、中小事業者の2Rの取り組みを促進します。

リユース家具の展示・販売

リユースに取り組むための講座の開催

リユース食器の貸し出し

地域におけるフリーマーケットの開催支援

2Rに係る中小事業者への重点的な啓発(再掲)

リユースびん循環の仕組みづくり(再掲)

法整備による拡大生産者責任の徹底

家庭ごみコスト負担のあり方についての検討

事業者の自己処理責任の徹底

■ 基本方針 3 分別・リサイクルの推進 ～ごみも資源も分けて生かす～

施策の方向性

市民の分別徹底

- 排出者や居住形態に応じた効果的な広報・啓発を展開します。
 <重点対象> 市政の情報が伝わりにくい市民、ワンルームマンション・共同住宅
- <重点品目> プラスチック製・紙製容器包装、古着・古布、雑がみ
- 分別指導体制を強化し、地域と協力しながら取り組みを推進します。

事業者の分別徹底

- 紙類と生ごみを重点品目として分別・リサイクルを促進します。
- 大規模事業所、多量排出事業者に対しては、立ち入り指導を中心に、中小事業者に対しては排出実態を把握することにより広報・啓発を充実させることで、分別・リサイクルを促進します。

限りある資源の有効活用と法令改正等への対応

- 廃棄物を貴重な資源として捉え、有用な資源を回収するとともに、エネルギー源として活用し、枯渇が懸念される天然資源の消費の抑制につなげます。
- 国の法令改正等にも適切に対応していきます。

リサイクル推進のための社会経済システムの構築

- 容器包装リサイクル法は、「同じ素材でも容器包装のみに拡大生産者責任が適用されている」、「事業所から排出される容器包装には適用されない」等、多くの問題点が残されており、法整備を引き続き国に働きかけていきます。

主な施策

◎ 対象者を絞った集中的な広報・啓発

学生や外国人等、市政の情報が伝わりにくい市民や、転出入が激しく分別ルールが定着しにくいワンルームマンション・共同住宅の居住者等に対して、職員が周知・説明する機会を設け、効果的な広報・啓発を展開します。

◎ IT媒体による情報の充実（再掲）

□ 住宅管理会社（協議会）との連携強化

◎ 分別指導体制の強化

各環境事業所に配置している分別推進員の体制を拡充し、分別マナーが徹底されていない共同住宅や資源集積場所等において、不適正排出者に対する排出指導を行います。

□ 地域と協働した取り組みの推進

◎ 古着・古布の資源化の促進

事業者と連携した古着・古布の回収促進の取り組み等により、「古着は資源」という分別意識を定着させ、集団資源回収等での古着・古布の回収を促進します。

□ 古紙持ち去り防止対策の実施

□ 事業系廃棄物の減量を促進する立ち入り調査の実施（再掲）

□ 処理施設での搬入指導を通じた事業系ごみ分別の促進

◎ 事業系ごみ排出実態の把握による啓発・指導

事業系ごみ排出量の約半分を占める中小事業者の排出実態の把握に努め、啓発・指導に生かします。

□ 事業系ごみ収集・運搬業者と連携した排出事業者への働きかけ

◎ 分別・リサイクルに係る中小事業者への重点的な啓発

中小事業者において、ごみの減量・資源化で成功している事例を参考にしながら、同業種の事業者への啓発に生かしていくことにより、中小事業者の分別・リサイクルの取り組みを促進します。

□ 小型家電リサイクルの推進

□ 食用油リサイクルの推進

◎ 資源化困難とされている品目の資源化に向けた検討

現状では資源化困難とされている品目についても、リサイクル技術の進展や民間資源化施設の動向等を見極めながら、新たな資源化の方策を検討していきます。

◎ 「水銀に関する水俣条約」への対応

「水銀に関する水俣条約」への対応として、蛍光管など水銀を含有する廃棄物の処理について、関係法令の改正や国の方針を踏まえて回収・処理方法を検討していきます。

◎ スプレー缶類の排出方法の変更

スプレー缶類の排出方法については、「穴あけしないほうが望ましい」という国の方針も踏まえ、「穴あけ不要」に変更します。

□ 法整備による拡大生産者責任の徹底

■ 基本方針 4 環境に配慮した施設整備 ～将来にわたり持続可能な処理・処分体制

施策の方向性

環境負荷の低減

〈焼却灰の資源化〉

●平成 32 年度に稼働する北名古屋工場（仮称）において、焼却灰等の全量資源化を図ることにより、本市の埋立量を 2 万トン程度まで削減します。平成 32 年度以降は工場の整備にあたり既存建屋を有効活用していくため、配置上の問題から自工場における溶融処理は行わず、民間施設における焼却灰の溶融処理、セメント化及び焼成処理による資源化を検討します。

民間施設での資源化は、現状では広域処分場における処分コストに比べ高額となっている状況から、広域処分場を含めた既存処分場の状況、受け入れ可能な民間施設の状況やその資源化コスト、本市焼却工場の焼却灰の処理状況等を総合的に勘案しながら検討を進めます。

計画的な施設整備

〈焼却工場の整備〉

23、24 ページ参照

〈破碎施設の整備〉

●本市の不燃ごみ・粗大ごみの大半を処理している大江破碎工場は平成 9 年度から稼働しています。平成 20 年度の火災で被災した選別設備は更新しましたが、被災しなかった破碎機などの主要部分は老朽化が進行しており、大規模な補修が必要な時期を迎えています。

長期的かつ安定的な埋立処分場の確保

〈埋立処分場の長期活用〉

●愛岐処分場は焼却灰だけでなく、処理が困難な物の埋立、埋立量が変動した場合の柔軟な対応、災害時等の仮置き場としての活用など、他の処分場では取って代わることのできない、本市の要となる処分場として、できるかぎり長く活用することが必要です。

そのため、長期管理計画に基づき、浸出水処理施設の改修の実施等により、長寿命化に対応する整備を計画的に行っていきます。

〈広域処分場などの活用〉

●愛知県が中心となって整備した、広域処分場である衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場については、本市処分場の負荷を軽減するとともにリスク分散にもつながることから、今後も可能な限り活用していくことが必要です。

主な施策

＜エネルギー回収の推進＞

● 焼却工場の整備にあたっては、既存建屋の有効活用という制約の中、高効率発電設備の導入を図るなど、より一層の熱エネルギーの活用を推進していきます。

● 収集した可燃ごみをメタン発酵処理する設備については、稼働実績が少なく長期間安定稼働した実績がないこと、規模の制約があること、処理コスト等も不利なことから、南陽工場への導入は見送ります。

今後のメタン発酵処理技術の進展状況によっては、焼却処理に比べて効率的なエネルギー回収や、CO₂排出量の削減も期待できる可能性があることから引き続き焼却工場への導入を検討していきます。

北名古屋工場（仮称）における焼却灰等の資源化

設備更新（富田工場・南陽工場）後の焼却灰の資源化手法の検討

発電効率の向上

メタン発酵処理設備の導入検討

平成32年度に稼働する北名古屋工場（仮称）への破碎設備（50トン/5h）の導入により一定の地域バランス・リスク分散が図れるものの、大江破碎工場は引き続き稼働させていく必要があります。

今後、南陽工場や他の焼却工場への破碎設備導入の可能性、コスト、リスク分散等の比較検討により大江破碎工場も含めた破碎施設の整備の方針を検討していきます。

北名古屋工場（仮称）の建設

富田工場の設備更新

南陽工場の設備更新

猪子石工場以降の工場の整備計画の検討

北名古屋工場（仮称）への破碎設備の導入

破碎施設の整備計画の検討

資源選別・保管施設の整備

＜資源選別・保管施設の整備＞

● 資源の選別・保管施設については、今後の処理量の推移を踏まえて、設備の老朽化に対応した補修や設備更新を検討していきます。

衣浦港3号地廃棄物最終処分場の終了後も引き続き次期広域処分場が活用できるよう、処分場の確保という同じ課題を持つ市町村と連携し、関係機関に働きかけていきます。

民間処分場については、災害時など必要に応じて活用します。

愛岐処分場の長寿命化

広域処分場の活用

新規処分場の検討

＜新規処分場の検討＞

● 埋立処分場を新たに確保することは容易ではなく、長期間を要します。第二処分場に続く新規処分場については、自区内処理やリスク分散、建設コスト、焼却灰等の資源化状況等を考慮しつつ検討を行います。

■ 基本方針 4 環境に配慮した施設整備 ～将来にわたり持続可能な処理・処分体制

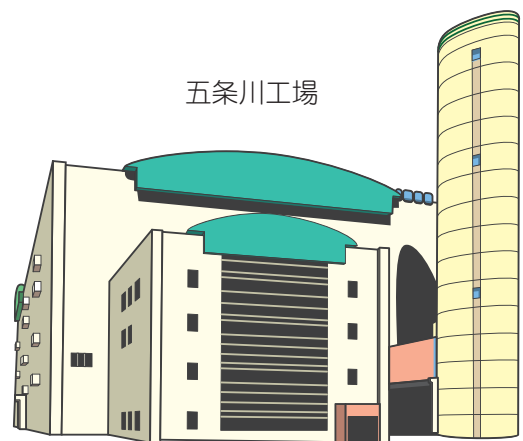
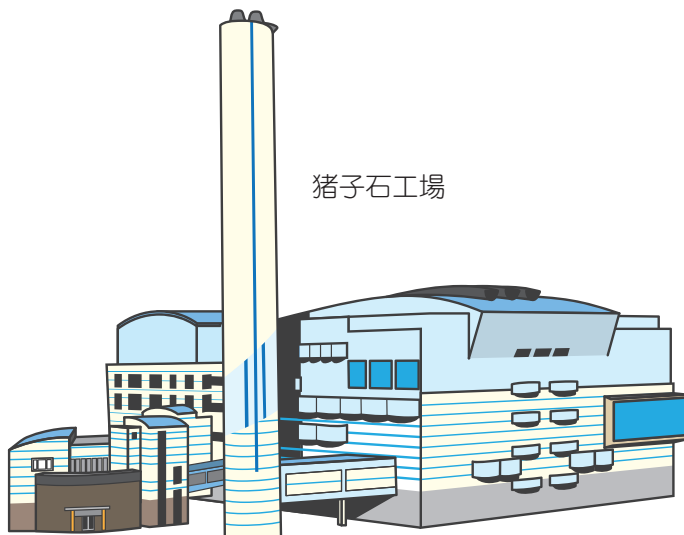
〈平成 40 年度までの施設整備計画〉

	平成 28	32	38頃	40 年度
北名古屋工場(仮称)	建設	17(660)		
富田工場	設備更新	12(450)		
南陽工場	38(1500)	(規模縮小)	設備更新※1	14(560)
猪子石工場	15(600)			※2
五条川工場	14(560)			
鳴海工場	12(450)			

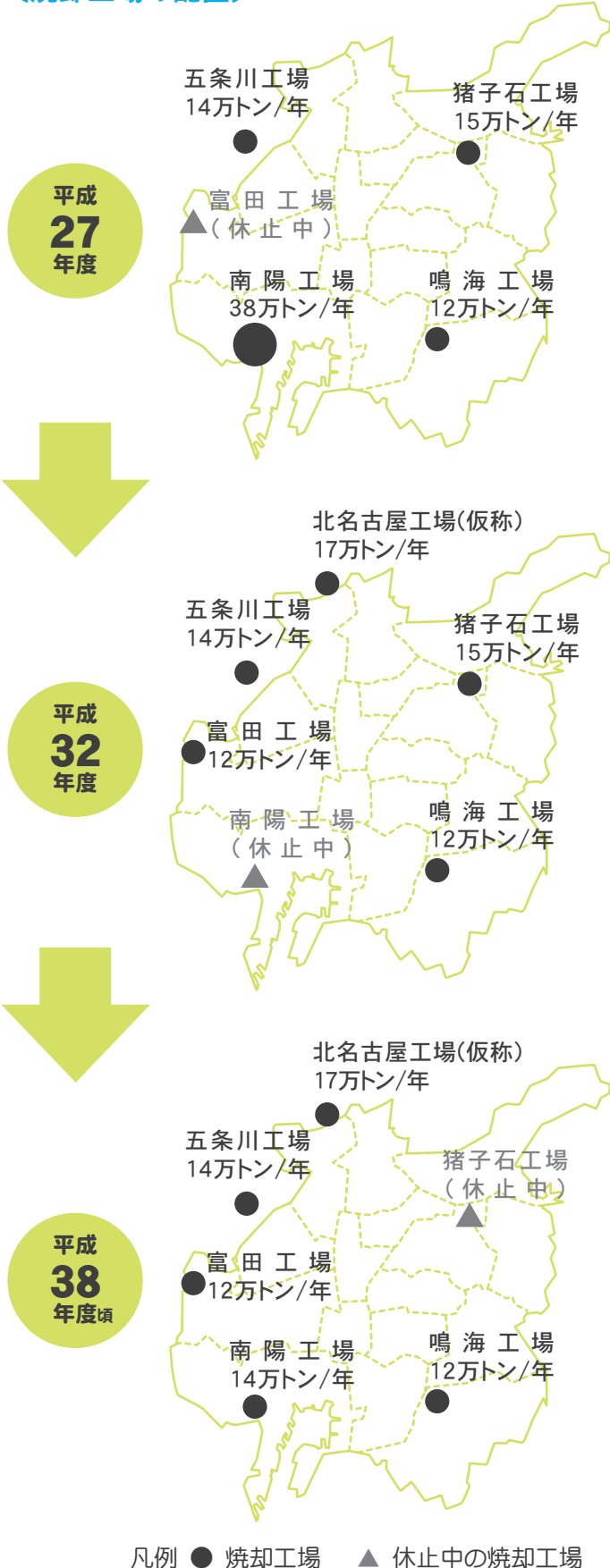
※ 数値は年間処理能力(万トン/年)、()内は設備規模(トン/日)

※1 溶融設備は、配置上の問題から導入は困難。
収集した可燃ごみをメタン発酵処理する設備は、稼働実績が少なく長期間安定稼働した実績がないこと、規模の制約があること、処理コスト等も不利なことから、導入を見送る。

※2 大規模改修(老朽化した重要な設備を更新)又は設備更新(建屋を有効活用して全ての設備を更新)



<焼却工場の配置>



平成

27

●平成 27 年度において、4 工場が稼働していますが、処理能力の 5 割を南陽工場が担っています（南陽工場の設備規模は、他の 3 工場分に相当）。

●南陽工場の老朽化による休止時にはごみ処理量の削減を前提にしても 2 工場分の整備が必要となることから、平成 32 年度稼働に向けて北名古屋工場（仮称）の建設と休止している富田工場の既存建屋を有効活用した設備更新を進めていきます。

32

●南陽工場の休止と北名古屋工場（仮称）、富田工場の稼働により工場の規模がほぼ平準化されることから、これ以降は 6 工場体制（5 工場稼働、1 工場整備）で施設整備を進めていきます。

●南陽工場については、ごみ処理量、季節変動、災害リスク等を考慮して設備規模を 560 トン / 日に縮小し平成 38 年度頃の稼働をめざします。

38 頃

●南陽工場が稼働する平成 38 年度頃には、猪子石工場は稼働後 24 年、五条川工場は稼働後 22 年を迎えることから、以下の観点を踏まえ、大規模改修、設備更新等の整備方法を検討していきます。

- ① 災害リスクや収集・運搬効率の観点からの地域バランスの確保
- ② コスト削減（既存建屋の有効活用等）
- ③ 設備の老朽化の状況

40 年度

■ 指標

施策を実施していくにあたり、基本方針ごとに以下のような指標を設定しました。

基本方針1 協働

項目	平成26年度		平成40年度
日常生活でごみの減量やリサイクルに取り組んでいる市民の割合	81.7%	→	90%以上

※「名古屋市総合計画2018」市民アンケート調査による

基本方針2 2Rの推進

項目	平成26年度		平成40年度
家庭系のごみ・資源の総排出量 <潜在排出量>	57万トン < - >	→	56万トン <59万トン>
事業系のごみ・資源の総排出量 <潜在排出量>	36万トン < - >	→	35万トン <36万トン>

基本方針3 分別・リサイクルの推進

項目		平成26年度		平成40年度
家庭系	プラスチック製容器包装の資源分別率	47%	→	70%
	紙製容器包装の資源分別率	34%	→	70%
	古着・古布の資源分別率	9%	→	40%
	雑がみの資源分別率	11% [※]	→	40%
事業系	資源化可能な紙類の資源分別率	70%	→	80%
	生ごみの資源分別率	34%	→	50%

※平成23年度に実施した雑誌の組成調査結果（雑がみ 19.8%）から雑がみの資源化量を推計して算出

基本方針4 環境に配慮した施設整備

項目	平成26年度		平成40年度
ごみ処理量 <市外分を含む場合>	62万トン <67万トン>	→	52万トン <57万トン>
焼却・熔融量 <市外分を含む場合>	61万トン <66万トン>	→	52万トン <57万トン>
埋立量 <市外分を含む場合>	4.9万トン <5.2万トン>	→	1.5万トン <1.8万トン>

■ 策定の基本方針

＜処理区域内＞

- 水洗化の普及促進に努めていきます。

＜処理区域外＞

- し尿の計画収集及びその適正処理の確保並びに浄化槽の適正な維持管理の徹底を図ります。

■ し尿等の処理量の将来予測

- 将来のし尿等の処理量は、平成 22 年度から平成 26 年度までの過去 5 年間の実績をもとに予測しました。

(単位：キロリットル)

項目	平成26年度	平成30年度	平成40年度
し尿	15,812	14,789	12,688
浄化槽汚泥	26,132	21,646	13,516

■ 収集・運搬計画

し尿

＜体制＞

- 現在、し尿の収集及び運搬は、3 環境事業所（北・中川・緑）で実施しています。
- し尿収集量はゆるやかな減少傾向にありますが、それに伴う収集効率の低下を考慮する必要があります。
- し尿収集量が大きく変動した場合には、収集車両の増減や収集担当区の区割り変更など、体制見直しについて検討します。

＜収集回数等＞

- 収集回数は、一般家庭においては、今後とも概ね月 2 回とし、長期にわたりあらかじめ収集日を予定表でお知らせする計画収集を継続します。
- 仮設便所の収集においては現在の収集申込受付時に収集時期を決定する方法を継続します。

浄化槽汚泥

- 浄化槽汚泥の収集及び運搬は許可業者によるものとし、これらの許可業者に対し立ち入り検査等を行い、適正な収集及び運搬が行われるよう指導します。

■ 処分計画

＜処分方法＞

- 自然環境の保全の観点と市民の衛生的な生活環境の確保のため、全量下水道による処分を継続します。

＜施設＞

- 現在、し尿及び浄化槽汚泥の処分は、3 作業場（下飯田・港・内田橋）で実施しており、引き続き適切な施設運営に努めていきます。

リャ子のジュンちゃん



ご意見・ご提案をお待ちしています。(下記発行元までお寄せください。)

名古屋市環境局ごみ減量部減量推進室

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電話：052-972-2398 FAX：052-972-4133

E-mail：a2378@kankyokyoku.city.nagoya.lg.jp